

第一章 総則

第1条(定義)

- (1)「当社」とは、株式会社ベンチャーバンクインフィットをいいます。
- (2)「パートナー」とは、当社と契約し jump one 施設(以下、「本施設」といいます)を運営する法人または個人をいいます。
- (3)「会員」とは、当社又はパートナーが本施設の利用を承認した方をいいます。

第2条(運営管理会社)

本施設の運営管理は、当社又はパートナーが行います。

第3条(目的)

本施設は、フィットネスやリラクゼーション、アパレル商品や食品の販売などを通じて、会員の美と健康を維持・増進することを目的とします。

第二章 会員

第4条(登録資格)

会員は、次の各号のすべてを満たす方に限るものとします。

- (1)本施設の趣旨に賛同し本規約及びその他の規則を理解し、且つ遵守できること
- (2)健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていないこと
- (3)成年被後見人及び被保佐人でないこと
- (4)心臓病、高血圧症、皮膚病、精神病、脳病、神経病及びこれに類する疾病に罹患していないこと
- (5)伝染病など他人に感染する恐れのある疾病に罹患していないこと、又は疾病に罹患している可能性がないこと
- (6)一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有しないこと
- (7)過度な刺青をされていない方。但し、部分的なファッションタトゥー等、店内において他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができれば、この限りではありません。
- (8)暴力団など反社会的勢力の関係者でないこと
- (9)妊娠していないこと
- (10)18 歳以上で且つ高校在学中でないこと
- (11)同種又は類似のサービスに従事し又は当該サービスを経営していないこと。但し当社又はパートナーが招待した場合は除きます。
- (12)過去、当社より除名通告を受けていないこと
- (13)日本国内に居住しており、本施設の継続利用が可能であること
- (14)その他、本施設を利用することが不適切であると認められる事情がないこと

第5条(チケット・マンスリー会員契約の締結及び手続き)

1. 本施設のチケット・マンスリー会員となることを希望される場合、当社及びパートナーが定める手続きに従って、入会申込手続きを行うものとします。
2. 当社及びパートナーは、申込者が前条各号の条件を充足しているか否かを審査したうえ、充足している場合に限り、入会を認めるものとします。

第6条(入会金)

入会金は当社及びパートナーが別途定める金額とし、チケット・マンスリー会員は、入会時に入会金を払うものとします。なお、当社及びパートナーは、お支払いいただいた入会金について、理由の如何にかかわらず返還いたしません。

第7条(会員証)

1. 当社及びパートナーは会員に資格を証するための会員証を交付します。
2. 会員は本施設の入場の際して当社及びパートナーが交付した会員証を持参するものとします。
3. 会員は、会員証を持参していない場合、本施設の利用ができないものとします。
4. 会員は、会員証を紛失した場合、もしくは持参せずに本施設に入場しようとする場合、別途当社が定める発行手数料を支払い、新しい会員証の交付を受けるものとします。
5. 会員は、会員証を第三者に貸与・譲渡することはできません。
6. 会員は、第15条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を当社及びパートナーに返還するものとします。

第8条(利用資格)

会員であっても、次の各号に該当する場合、本施設をご利用できないものとします。

- (1)妊娠している場合
- (2)酒気を帯びている（二日酔いを含む）場合
- (3)刃物など危険物を持っている場合
- (4)体調不良（風邪、熱、月経中、月経前後などによる体調不良を含むが、これに限られない。）により、レッスン受講に支障がでる可能性がある場合
- (5)本規約及びその他の規則又はスタッフの指示に従わない場合
- (6)当社又はパートナーによる当該会員への正常なレッスンの提供又は当該会員のレッスン受講が困難であるとスタッフが判断する場合
- (7)傷病を有していること又は既往歴があることによりレッスン受講に支障がでる可能性がある場合
- (8)インストラクターが動作を交えて口頭で行う安全指導を理解することが困難であると認められる場合
- (9)他の会員による本施設の利用に支障が生じるおそれがあると認められる場合
- (10)利用料その他の債務を滞納している場合
- (11)第4条各号のいずれかを満たしていない場合
- (12)その他本施設を利用することがふさわしくないと当社又はパートナーが判断した場合

第9条(利用料)

1. 会員は施設を利用する場合、当社及びパートナーが定める方法に従って利用料を支払うものとします。
2. 会員は、利用料をクレジット決済で支払う場合、会員本人名義のクレジットカード(家族カード等で券面に本人の名前が印字されているものを含む)で支払うものとします。なお、デビットカードやプリペイドカードでの支払いはできません。

第10条(利用料の返金)

1. 納入済みの利用料については、原則返還いたしません。但し、当社及びパートナーが認めた場合においての

み、返金またはクレジット決済の取消をさせていただきます。

2. 前項但書により利用料の返金を行う場合、返金額は当社の定める計算方法に則り算出するものとし、会員の指定する口座に振込む方法により返金するものとします。なお、返金に係る振込手数料は会員の負担とします。

第 11 条(施設利用)

当社及びパートナーは施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は原則的に予約制とします。予約時間、予約方法などに関しては別途定めます。

第 12 条(予約取消)

1. 当社及びパートナーは、毎月 1 日から末日の間に、3 回以上レッスンを無断でキャンセルした会員について、翌月の同時に予約できる件数を制限させていただきます。
2. 会員がレッスン予約の無断キャンセルを行った場合、一部サービスにおいては別途定めるキャンセル料を支払うものとします。

第 13 条(会員資格及び譲渡・名義変更)

会員の資格及び各種チケットは、当社及びパートナーが承認した場合を除き、他に貸与・譲渡及び名義変更はできません。また、担保、差入等の処分もできません。

第 14 条(禁止行為)

会員は、以下の各号の行為をしてはならないものとします。

- (1)当社及びパートナーの許可なく館内を撮影、または録音する行為
- (2)当社及びパートナーの許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をする行為
- (3)当社及びパートナーの許可なく本施設の商標を使用する行為(コピー、商品化などを含むがこれに限られない)
- (4)営利、非営利を問わず勧誘をする行為(団体加入の勧誘を含むがこれに限られない。)
- (5)当社、パートナー、その従業員又は他の会員その他の第三者を誹謗・中傷する行為(SNS 上やインターネット上等での書き込みを含むがこれに限られない。)
- (6)他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
- (7)本施設にペット、動物を持ち込むこと
- (8)本施設内での喫煙行為(電子タバコ・無煙タバコ等を含む)
- (9)当社若しくはパートナー又はその従業員やインストラクターの業務を妨げる行為
- (10)ストーカー行為・ハラスメント行為など他の会員やスタッフの迷惑となる行為
- (11)他会員の施設利用を妨げる行為
- (12)18 歳未満の方を本施設に入場させる行為
- (13)自動予約プログラム、ソフトウェアの利用により、当社及びパートナーが不当と認める通常とは異なる方法でレッスンの予約を行うなど、他の会員の円滑な施設利用を妨げる行為
- (14)伝染病等他人に感染させるおそれのある疾病に罹患している又は罹患している可能性があるにもかかわらず、本施設を利用する行為
- (15)法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為
- (16)その他、本条各号に準じる行為

第 15 条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、該当した時点において、その資格を喪失するものとします。

- (1)死亡したとき
- (2)第4条に定める登録資格が欠けたとき
- (3)第16条により除名されたとき
- (4)アカウントが利用停止されたとき

第16条(除名)

会員が次の号のいずれかに該当する場合、当社及びパートナーは会員を除名することができるものとします。なお、本条に基づき除名された場合、当社又パートナーは、当該除名に関して、会員に対し、一切責任を負わないものとします。

- (1)入会にあたり電子データの入力内容及び提出する書類の記入内容に関して虚偽の申告をしたとき
- (2)本規約、規則、その他当社及びパートナーの定めた事項に反する行為があったとき
- (3)利用料その他の債務を滞納し、当社又はパートナーからの催告にもかかわらず、履行がなされないとき
- (4)当社、パートナー、本施設又は他の会員の名誉又は信用を傷つけたとき(SNS上やインターネット上における書き込みを含むがこれに限られない。)
- (5)他の会員との協調性を欠いた行為を行う等により本施設の運営の秩序を乱したとき
- (6)本施設の設備などを故意に損壊したとき
- (7)同種又は類似のサービスに従事又は当該サービスを経営していると判明したとき
- (8)本施設内での営業、宣伝、勧誘活動や販売行為が認められたとき
- (9)施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社及びパートナーの従業員を著しく困惑せしめたとき
- (10)一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有していることが発覚したとき
- (11)第14条の禁止行為に違反したとき
- (12)その他、会員としてふさわしくないと当社又はパートナーが認めたとき

第17条(商品の購入)

- 1. アパレル又は食品等の商品の購入を希望する場合、当社又はパートナーが指定する方法に従って商品の購入を申し込むものとします。
- 2. 通販購入による商品の配送は、日本国内に限るものとします。海外への転送業者を配送先に指定することはできません。
- 3. アパレル商品の交換・返品を希望する場合、商品の受取日を含め8日以内に連絡を info@jumpone.jp に行っ
たうえで、当社又はパートナーが指定する方法に従って当該商品を送付し、当社又はパートナーが当該商品の検品をした上で交換・返品の可否を判断するものとします。但し、タグが切り離されている商品については、交換返品の対象外といたします。
- 4. 食品の返品を希望する場合、食品の受取日を含め8日以内に info@jumpone.jp へ連絡を行い当社又はパートナーが指定する方法に従って当該食品を送付し、当社又はパートナーが当該食品の検品をした上で交換・返品
の可否を判断するものとします。但し、開封されたもの及び包装に破損が確認されたものについては返品
の対象外といたします。
- 5. アパレル商品・食品の返品時にかかる送料は原則として、購入者の負担とし、着払いで返送された場合は、
その費用は購入者へ請求します。但し、初期不良の返品／交換の場合、送料、振込手数料を当社又はパート
ナーが負担するものとします。

第18条(免責事項)

1. 当社及びパートナーは、会員が本施設の利用中に被った障害その他の損害に関して、当社又はパートナーに故意または過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2. 当社及びパートナーは、会員同士の間に生じた係争やトラブルに対して、当社及びパートナーに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。
3. 会員は本施設内において、自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社及びパートナーは、施設内で発生した盗難その他の事故について、当社及びパートナーに重大な過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。
4. 当社及びパートナーが会員に対して、通知を行う場合、会員があらかじめ登録しているメールアドレスへ通知することにより、行うものとし、当該メールアドレスに送信した時点で、会員に通知が到達したものとみなします。
5. 通販によるアパレル商品の配送については、商品購入の際、利用者が指定した送付先に商品を配送するものとし、利用者が指定した送付先が誤っていたことにより商品が不達となったとしても、当社又はパートナーは、一切責任を負わないものとします。
6. ログイン ID、パスワードの管理は原則として自己の責任の下でこれを行うものとし、万が一会員側の端末や設定その他当社又はパートナーの責めに帰すことができない事由により ID やパスワードの情報が漏れたとしても、当社及びパートナーは一切責任を負わないものとします。
7. 当社及びパートナーは、会員がサービスを利用できなかったことにより、何らかの不都合や損害が発生したとしても、当社及びパートナーに重大な過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。
8. 当社及びパートナーは、サーバーなどの機器の故障、自然災害、回線・ネットワークの保守、故障等により、情報の消失、遅延等が生じたとしても一切責任を負わないものとします。

第三章 運営・管理

第 19 条(運営管理)

本施設は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

- (1)本施設の運営管理は当社及びパートナーの責任においておこなわれます。
- (2)会員は本施設の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはありません。
- (3)当社及びパートナーは施設の利用など、運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第 20 条(諸規則の遵守義務)

会員及は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社及びパートナーが定める運営管理に関する規則に従うものとします。

第 21 条(休業日)

各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装のための休業日その他当社及びパートナーが定める日を休業日とします。

第 22 条(営業時間)

本施設の営業時間は、各施設において定めるものとします。

第 23 条(会員の損害賠償責任)

会員は、会員の責めに帰すべき事由により当社若しくはパートナー、他の会員又は第三者に損害を与えた場合、

当該損害に関する責任を負うものとします。

第 24 条(諸料金の変更)

当社及びパートナーは、入会金、会費、利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

第 25 条 (事故の責任)

1. 会員は、本施設内の活動に際しては、本施設の諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとします。
2. 前項に違反して盗難、傷害等の事故が起こった場合であっても、会員は、当社若しくはパートナー、本施設又は指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとします。

第 26 条 (忘れ物・拾得物・放置物)

1. 当社及びパートナーは、会員が本施設の利用に際して生じた忘れ物について、原則として連絡がなかった場合、1 ヶ月間の保管期間経過後に一切の権利を放棄したものとみなし、当該物の処分を行うものとします。会員は当該処分について一切異議を述べないものとします。
2. 当社及びパートナーは、安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、任意に処分を行うことができるものとします。
3. 会員が拾得物を当社又はパートナーに引き渡した場合、当該拾得物を引き渡したことをもって、当該会員は、当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

第四章 その他

第 27 条(本施設の閉鎖又は利用制限)

当社及びパートナーは次の各号に定める事由により本施設の営業が不可能又は困難な場合、本施設の全部又は一部を閉鎖、若しくは施設の利用を制限することができるものとし、同時にすべての会員との契約を解除することができるものとします。この場合、当社及びパートナーは、一切責任を負わないものとし、会員は、名目の如何を問わず、損害賠償責任などの異議申し立てをすることができません。

- (1)法令の制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- (2)天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- (3)著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- (4)法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき
- (5)当社及びパートナーが必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

第 28 条 (規約の改正)

当社及びパートナーは、次の各号に基づき、本規約その他の規則の改正をおこないます。

- (1)当社及びパートナーは必要に応じて本規約及び細則等を改正することができます。会員は本規約の改正がすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。
- (2)当社及びパートナーは前項により規約などを改正する場合、その効力発生時期を定め、かつ規約を改正する旨及び改正後の規約の内容並びにその効力発生時期を会員への通知又は各施設に掲示等により会員に周知するものとします。

第 29 条(細則等)

本規約に定めのない事項ならびに運営上必要な事項については、別途細則その他の規則に定めるものとします。

第 30 条(紛争等)

1. 本契約その他の規則に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約その他の規則に関して紛争が生じた場合には、当社又はパートナーと会員との間で協議の上解決するものとします。
2. 本契約その他の規則に定めのない事項については、法令の定めるところによるものとします。
3. 本契約その他の規則又は本施設の利用に関する一切の紛争は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。